

2015年8月7日
日 本 銀 行

新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始に伴う
「補完貸付制度基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、新日銀ネット第2段階開発分（日本銀行金融ネットワークシステムについて、その対象業務等のうち、金融市場調節および国債の入札関連業務ならびに国債の売買による金融市場調節等の受渡関連業務以外のものを対象として新たに構築するシステムをいう。以下同じ。）の稼動開始に際し、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「補完貸付制度基本要領」（平成13年2月28日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」（平成20年10月31日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木 (03-3277-2800)
廣 瀬 (03-3277-1634)

「補完貸付制度基本要領」 中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付利率および利息の徴収

- (1) }
(2) } 略（不変）

(3) 利息の徴収は、(1) に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、割引後取りの方法により行う。

- 9. を横線のとおり改める。

9. 特例的取扱い

本行は、金融調節の円滑な遂行の観点から特に必要と認める場合には、貸付金額の制限、貸付けの実行の拒絶等、2.、3.、5. (3)、6. または8. に規定する取扱いと異なる取扱いをすることができる。

(附則)

この一部改正は、新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始日から実施する。ただし、同日の前営業日に実行された補完貸付制度に基づく貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 買戻条件

売却を行うに当っては、売却日の翌営業日~~（売却日が売却国債の利子支払期日の前営業日から起算して4営業日前の場合においては、当該利子支払期日。）~~に買戻を行う旨の条件を付する。

(附則)

この一部改正は、日本銀行国債振替決済業務規程の一部改正（平成27年7月31日付業第435号）について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第48条において読み替えて適用する同法第17条の規定に基づく認可が得られることを条件に、新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始日から実施する。ただし、同日の前営業日までに実施された補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却の取扱いについては、なお従前の例による。

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」 中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るため、資金供給円滑化のための手段として、当座勘定（~~当座勘定（同時担保受払時決済口）~~および当座勘定（同時決済口）を除く。以下同じ。）における預り金（以下「当座預金」という。）および準備預り金に対して臨時に行う付利（利息を付すことをいう。以下同じ。）に関する基本的事項を定めるものとする。

（附則）

この一部改正は、新日銀ネット第2段階開発分の稼動開始日から実施する。